

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都墨田区長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[令和7年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税・森林環境税に関する事務
②事務の内容 ※	<p>1 個人住民税・森林環境税の賦課業務</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。</li><li>・住民からの申請に基づき、税情報から課税・非課税証明書を発行する。</li></ul> <p>【処理の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。</li><li>② eLTAXおよびマイナポータル申請管理にて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。</li><li>③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。</li><li>④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。</li><li>⑤ 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。</li><li>⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。</li><li>⑦ 賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。 (対象者が区内在住の場合には団体内統合宛名システム経由、区外在住の場合は中間サーバー経由)</li><li>⑧ 団体内統合宛名システム経由で住基情報を取得する。住民登録がなく、個人番号が特定できない者は、本人、勤務先又は住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、所在地及び個人番号を特定する。</li><li>⑨ eLTAXにて送信する回送資料データや税額通知データ等をeLTAX各種システムに格納する。</li><li>⑩ 他自治体の資料については当該自治体へ回送する。</li><li>⑪ 課税決定者への納税通知、給与支払者・年金保険者への税額通知等を通知する。</li><li>⑫ 作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で中間サーバーへ提供する。</li><li>⑬ 作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で府内各業務システムへ移転する。</li><li>⑭ 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。</li><li>⑮ 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。</li></ol>

	<p>(2)住民等から軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。</p> <p>(3)他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。</p> <p>(4)上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等(納稅義務者)に対し、賦課情報を作成する。</p> <p>(5)納稅義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。</p> <p>(6)減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報を取得する。</p>
	<p><b>3 収納関連業務</b></p> <p><b>【概要】</b> 地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき賦課された個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報を管理する。</p> <p><b>【処理の流れ】</b></p> <p>①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。</p> <p>②個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。</p> <p>③指定金融機関・収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。</p> <p>④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。</p> <p>⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき住民等に督促状を発送する。</p> <p>⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納稅證明書を発行する。</p> <p>⑦軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。</p>
	<p><b>4 滞納整理関連業務</b></p> <p><b>【概要】</b> 地方税法、国税徵收法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。</p> <p><b>【処理の流れ】</b></p> <p>①個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。</p> <p>②滞納者に納稅催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。</p> <p>③納稅交渉により分割納付又は徵收猶予となった場合、その情報を記録する。</p> <p>④地方税法、国税徵收法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 30万人以上 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満                                  3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満                                  5) 30万人以上</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	<p>1 個人住民税・森林環境税の賦課事務に関する処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初課税処理: 年度当初の賦課決定</li> <li>・例月課税処理: 年度当初の賦課決定後の課税処理</li> <li>・確定申告受付処理: 年度当初の区申告書等のデータ作成</li> <li>・課税照会処理: 個人、事業所の課税内容照会</li> <li>・一括異動処理: 収納、所得情報の決裁処理</li> <li>・一括発行処理: 納稅通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成</li> <li>・データ取込処理: 電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込</li> <li>・年金特徴処理: 年金特徴(公的年金からの特別徵收)の判定、税額通知データ等の作成</li> <li>・税照会証明処理: 課税・非課税証明書の発行</li> </ul> <p>2 軽自動車税の賦課事務に関する処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両情報等の登録及び抹消並びに照会</li> <li>・納稅義務者に対する賦課</li> </ul> <p>3 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務に関する処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各税目において賦課した税額の収納管理</li> <li>・過誤納金又は未納金が発生した場合の還付及び充当若しくは督促状の発行</li> <li>・収納情報に基づく、納稅證明書の発行</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	<p>1 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料、電子申告データの画像データ化</li> <li>・画像データの管理、検索、出力</li> <li>・基幹税務システムとの連携</li> <li>・他市回送する課税資料の一括印刷</li> </ul> <p>2 給与所得者異動届出書等に記載された文字をOCR機能によりデータ化し、別途のシステム(RPAツール)で自動入力をさせることで業務の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OCR処理による給与所得者異動届出書等のデータ化</li> <li>・不読判定としたデータの修正</li> <li>・OCR処理結果等のファイル出力</li> <li>・宛名番号一括登録機能</li> </ul> <p>3 紙媒体の給与支払報告書に記載された文字をAI-OCR機能によりデータ化させることで、給与支払報告書のデータ作成を内製化させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OCR処理による紙媒体の給与支払報告書のデータ化機能</li> <li>・OCR処理後のエラー修正</li> <li>・OCR処理結果等のファイル出力</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))
②システムの機能	<p>地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。</p> <p>○審査システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用届出データの審査、管理</li> <li>・電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)の審査、管理</li> <li>・住登外課税データの送受信</li> <li>・特別徴収税額通知データの送信</li> <li>・年金特別徴収に関する各通知データの送受信</li> <li>・共通納税システム</li> </ul> <p>○データ連携システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹税務システムとのデータ連携</li> <li>※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。</li> <li>・共通納税インターフェースシステム(共通納税IFS)、軽OSS連携システム</li> </ul> <p>○国税連携システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携データ(所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等)の送受信、検索、出力</li> <li>・団体間回送(他自治体へ電子データを回送)</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。 )</p>
システム4	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<p>個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納整理事務に関する処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各税目において滞納となった未納税額の滞納管理</li> <li>・滞納者に対する各種通知書等の発行</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価実施機関における住民(住民登録外者含む)の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理</li> <li>・各システムの宛名番号から団体内統合宛名番号を管理</li> <li>・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信</li> <li>・中間サーバーとのデータ連携</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 中間サーバー、各業務システム )</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。  (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>○符号管理機能  情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>○情報照会機能  情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能  ※情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む</p> <p>○情報提供機能  情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>○既存システム接続機能  中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のために情報等について連携するための機能</p> <p>○情報提供等記録管理機能  特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>○情報提供データベース管理機能  特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>○データ送受信機能  中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>○セキュリティ管理機能  セキュリティを管理する機能</p> <p>○職員認証・権限管理機能  中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>○システム管理機能  バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ] その他 ( )</p>

システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>①本人情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>②機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。 )
システム8	
①システムの名称	RPAツール
②システムの機能	システムで作成したシナリオにより、個人住民税・森林環境税の賦課業務、軽自動車税賦課関連業務、収納関連業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	<p>【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。 )
システム11~15	
システム16~20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税賦課情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<p>1 住民税賦課情報ファイル 住民税・森林環境税の賦課決定において、住民の税情報を正確に把握する必要がある。</p> <p>2 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の賦課決定において、納税義務者の車両情報等を正確に把握する必要がある。</p> <p>3 収納管理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の徴収及び滞納処分にあたり、納税義務者の収納状況を正確に把握する必要がある。</p> <p>4 滞納整理情報ファイル 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納処分にあたり、納税義務者の滞納状況及び各種調査結果等を正確に把握する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な税情報を把握することにより、賦課が正しく行われ、公平・公正な課税につながる。</li> <li>・正確な収納状況を把握することにより、徴収及び滞納処分が正しく行われ、公平・公正な税負担につながる。</li> <li>・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報等の活用により、減免申請等に必要であった添付書類の削減が図られることから、納税者の利便性の向上及び事務の効率化につながる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・番号法第9条第4項</li> <li>・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第2の1の項</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項</p> <p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄 (情報提供者が「市町村長」の項のうち第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	区民部税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
なし	

(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号</li> <li>[○] 個人番号対応符号</li> <li>[○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)</li> <li>[○] 連絡先(電話番号等)</li> </ul> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 国税関係情報</li> <li>[○] 地方税関係情報</li> <li>[ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報</li> <li>[ ] 児童福祉・子育て関係情報</li> <li>[○] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>[○] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報</li> <li>[○] 年金関係情報</li> <li>[ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 対象者を正確に特定するために記録</li> <li>・連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録</li> <li>・国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課を行うために記録</li> <li>・地方税関係情報: 算出した住民税額・森林環境税額に基づき、納税通知書・証明書等の帳票印刷を行うために記録</li> <li>・障害者福祉関係情報: 障害者福祉関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録</li> <li>・生活保護関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税判定、減免額及び控除額の算出を行うために記録</li> <li>・年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税・森林環境税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報: 対象者の介護保険に係る被保険者情報に基づき、年金特徴対象者判定を行うために記録</li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	区民部税務課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人			
	[ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署	( 障害者福祉課、生活福祉課、介護保険課 )		
	[ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等	( )		
	[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人	( 情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する機関等 )		
	[ <input type="radio"/> ] 民間事業者	( 年金保険者、給与支払者 )		
[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )				
②入手方法	[ <input type="radio"/> ] 紙	[ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="radio"/> ] 専用線	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム	
	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム			
	[ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )			
③入手の時期・頻度	○当初賦課時(1月～4月)に入手			
	・申告情報(確定申告書等):1月～4月にかけて複数回入手			
	・生活保護関係情報:1月に入手			
	・1月1日現在住民データ:1月に入手			
	・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報:5月に入手			
④入手に係る妥当性	○個別的に対応する事務に際して入手			
	・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報:随時入手			
	・年金特別徴収通知ファイル:毎月入手			
	・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報:減免の都度、随時入手			
	申告情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。			
⑤本人への明示	住民税・森林環境税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第24項に規定されている。			
⑥使用目的 <b>※</b>	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税・森林環境税額の算出・通知			
⑦使用の主体		変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	区民部税務課		
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<p>1 各種申告書の受付に関する事務            ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。            ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。            ・申告情報の他に、賦課に必要な情報(生活保護、障害等)を照会し取得する。</p> <p>2 住民税・森林環境税の賦課決定に関する事務            ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税・森林環境税賦課額を決定する。            ・決定した住民税・森林環境税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。(大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。)            ・課税決定者(普通徴収対象者)、年金保険者・給与支払者(特別徴収対象者)へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。</p> <p>3 更正、異動に関する事務            ・更正の必要が生じた場合には地方税等関係情報の税額を更正する。            ・特別徴収義務者から異動の届出があった場合には徴収方法の変更を行う。</p> <p>4 税証明の発行に関する事務            ・住民税・森林環境税賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。</p>
情報の突合 ※	情報の突合:住基法第7条に規定する事項、各種申告情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報を突合し、課税・非課税及び税額を決定する。(上記1、2、3)
情報の統計分析 ※	課税状況の分析のため、「市町村税課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税・森林環境税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <選択肢> ( 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	住民税システムの運用管理	
①委託内容	・住民税システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業 ・特別区民税・都民税申告書、納税通知書等各種帳票の印字及び封入・封緘	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	納税義務者及び被扶養者並びにその他課税調査対象者	
その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
⑥委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2~5		
委託事項2	削除	
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※		
その妥当性		
③委託先における取扱者数	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項3</b>		eLTAXの運用管理							
①委託内容		eLTAXの運用管理及びデータ保管に関する委託							
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">公的年金等受給者、所得税確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">地方税共同機構から伝送される範囲となる。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	<選択肢>	[ 10万人以上100万人未満 ]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、所得税確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者	その妥当性	地方税共同機構から伝送される範囲となる。
対象となる本人の数	<選択肢>								
[ 10万人以上100万人未満 ]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、所得税確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者								
その妥当性	地方税共同機構から伝送される範囲となる。								
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>							
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>							
⑤委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。							
⑥委託先名		株式会社TKC							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>							
	⑧再委託の許諾方法								
	⑨再委託事項								
<b>委託事項6~10</b>									
<b>委託事項11~15</b>									
<b>委託事項16~20</b>									

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 63 ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 67 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1の項	
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		

提供先2~5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税関係情報
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 5の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p style="text-align: left;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先6~10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先15</b>	削除
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ ] 1万人未満  [ ] 1万人以上10万人未満  [ ] 10万人以上100万人未満  [ ] 100万人以上1,000万人未満  [ ] 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	

提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先18</b>	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 58の項	
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール                [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ                [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項	
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上         </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール                [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ                [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

<b>提供先20</b>	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会(提供先21以降は別紙2に掲載)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>移転先1</b>	<b>福祉部障害者福祉課</b>
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

移転先2~5	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

<b>移転先4</b>	子ども・子育て支援部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p>	
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	
<b>移転先5</b>	子ども・子育て支援部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p>	
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	

移転先6～10	
移転先6	<b>福祉部障害者福祉課</b>
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先7	
移転先7	子ども・子育て支援部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

<b>移転先8</b>	区民部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]                 1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
<b>移転先9</b>	<b>福祉部生活福祉課</b>
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人未満 ]                 1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

<b>移転先10</b>	<b>福祉部介護保険課</b>	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先11</b>	<b>福祉部障害者福祉課、保健衛生部保健予防課</b>	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	

<b>移転先12</b>	子ども・子育て支援部子ども施設課、子育て支援総合センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム      [ ] 専用線 [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	
<b>移転先13</b>	<b>福祉部介護保険課</b>	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ③介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム      [ ] 専用線 [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	

<b>移転先14</b>	子ども・子育て支援部子ども施設課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	認証保育所保育料負担軽減助成事務、助成申請者の状況把握	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] ] ]	[ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> 紙 ) ] ]
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先15</b>	子ども・子育て支援部子ども施設課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] ] ]	[ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> 紙 ) ] ]
⑦時期・頻度	随時	

移転先16~20	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [        ] 専用線</p> <p>[        ] 電子メール      [        ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[        ] フラッシュメモリ      [        ] 紙</p> <p>[        ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時
移転先17	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人以上10万人未満        ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [        ] 専用線</p> <p>[        ] 電子メール      [        ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[        ] フラッシュメモリ      [        ] 紙</p> <p>[        ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時

<b>移転先18</b>	子ども・子育て支援部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]	[ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 ]
⑦時期・頻度	新規賦課及び税額更正時	
<b>移転先19</b>	子ども・子育て支援部子育て支援総合センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	墨田区児童養育家庭ホームヘルプサービス事業要綱によるホームヘルパーの派遣に関する事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]	[ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 ]
⑦時期・頻度	申請時	

①法令上の根拠		番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例													
②移転先における用途		墨田区緊急一時保育実施要綱による緊急一時保育の実施に関する事務													
③移転する情報		個人住民税関係情報													
④移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>													
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の課税対象者													
⑥移転方法		<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>													
⑦時期・頻度		申請時													
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>															
①保管場所 <b>※</b>		<p>&lt;墨田区における措置&gt;</p> <p>・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われて</p>													
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年													
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上													
10) 定められていない															
その妥当性	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。														
③消去方法		<p>&lt;墨田区における措置&gt;</p> <p>・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</p>													
<b>7. 備考</b>															

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	墨田区に主たる定置場のある軽自動車等の所有者
その必要性	軽自動車税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報を保有する必要がある
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[○] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</li> <li>[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報: 対象者を正確に特定するために記録</li> <li>○連絡先等情報: ①賦課に際し課税要件を確認するため、②税額の通知に際し送付先確認のため、③本人への連絡等のために記録</li> <li>○業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報: 税額通知、証明書発行等の帳票印刷を行うために記録</li> <li>・障害者福祉関係情報: 軽自動車税の減免を行うために記録</li> <li>・生活保護関係情報: 軽自動車税の減免を行うために記録</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民部税務課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 生活福祉課、障害者福祉課 ) [ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する機関 ) [ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報提供ネットワークシステム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する機関 ) [ <input type="radio"/> ] 民間事業者 ( 企業 ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )								
②入手方法		[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③入手の時期・頻度		○定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項:住民基本台帳更新の都度、隨時入手 ・軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)情報:毎月2回入手  ○個別的な対応に際し入手する情報 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報:減免の都度、隨時入手								
④入手に係る妥当性		・申告書情報については、納税義務者が住民等であるため、住民等の申告から入手する。 ・住基法第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報については、本人情報確認等の事務効率化のため、庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、他自治体等からの本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。								
⑤本人への明示		・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。								
⑥使用目的 <b>※</b>		各種申告書の受付、軽自動車税額の算出・通知								
⑦使用の主体		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">変更の妥当性</td> <td style="width: 85%; padding: 2px;"> </td> </tr> </table>	変更の妥当性							
変更の妥当性										
⑧使用方法 <b>※</b>	使用部署 <b>※</b>	区民部税務課、各出張所								
	使用者数	<p style="text-align: right; margin-bottom: 0px;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 2px;">[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">1) 10人未満</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6) 1,000人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満		6) 1,000人以上
[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満								
	6) 1,000人以上									
⑨使用開始日		平成28年1月1日								

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		軽自動車税システムの運用管理		
①委託内容		・軽自動車税システムの運用・保守業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修作業 ・軽自動車税納税通知書等各種帳票の印字及び封入・封緘		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数		[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		墨田区に主たる定置場のある軽自動車等の所有者		
その妥当性		システムの運用、保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。		
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法		全項目評価書の公表による。		
⑥委託先名		株式会社 ジーシーシー		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件    [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム    [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール    [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ    [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム    [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール    [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ    [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所	<p>&lt;墨田区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。</li> </ul> <p>※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> </ul> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> <li>・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>												
	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
その妥当性	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。												
②保管期間													
③消去方法		<p>&lt;墨田区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</li> </ul> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>											

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納税義務者
その必要性	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の適正な収納管理を行うにあたり、特定個人情報が必要なため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[○] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[○] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報: 対象者を正確に特定するために記録</li> <li>○連絡先等情報: 訴送状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録</li> <li>○業務関係情報: 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録</li> <li>○その他:(口座登録・連携ファイル関係情報):公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への 還付事務のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民部税務課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 賦課情報システム )																					
②入手方法		[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 賦課情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム )																					
③入手の時期・頻度		1住基法第7条に規定する事項:住民基本台帳更新の都度、随時入手 2公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務 還付金発生の都度入手																					
④入手に係る妥当性		1住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。 2口座登録・連携ファイル関連情報については、本人意思に基づいて取得する。																					
⑤本人への明示		個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納管理に必要な各種情報については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている。																					
⑥使用目的 <b>※</b>		個人住民税・森林環境税・軽自動車税の適正な収納管理及び公金受取口座への還付事務																					
⑦使用の主体		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">変更の妥当性</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">区民部税務課、各出張所</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">           使用部署  <b>※</b> </td> </tr> </table>	変更の妥当性								区民部税務課、各出張所							使用部署 <b>※</b>					
変更の妥当性																							
	区民部税務課、各出張所																						
	使用部署 <b>※</b>																						
⑧使用方法 <b>※</b>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">情報の突合 <b>※</b></td> <td colspan="6">1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">情報の統計分析 <b>※</b></td> <td colspan="6">収納情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、督促状及び還付・充当等の通知の発送又は納税証明に必要な情報を作成する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b></td> <td colspan="6">税の徴収又は収納に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</td> </tr> </table>	情報の突合 <b>※</b>	1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。						情報の統計分析 <b>※</b>	収納情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、督促状及び還付・充当等の通知の発送又は納税証明に必要な情報を作成する。						権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	税の徴収又は収納に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。					
情報の突合 <b>※</b>	1 収納管理に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。																						
情報の統計分析 <b>※</b>	収納情報と住基法第7条に規定する事項を突合して、督促状及び還付・充当等の通知の発送又は納税証明に必要な情報を作成する。																						
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	税の徴収又は収納に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。																						
⑨使用開始日		平成28年1月1日																					

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託する <input checked="" type="checkbox"/> ( ) 件	<選択肢> 1) 委託する    2) 委託しない
委託事項1	収納管理システムの運用管理	
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納管理システムの運用・保守業務</li> <li>・法制度改正に伴う収納管理システムの改修作業</li> <li>・督促状等各種帳票の印字及び封入・封緘</li> </ul>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> [ 特定個人情報ファイルの全体 ]    <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ 10万人以上100万人未満 ]    <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	個人住民税・森林環境税、軽自動車税の納稅義務者	
その妥当性	システムの運用・保守及び法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、システム本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> [ 10人以上50人未満 ]    <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	全項目評価書の公表による。	
⑥委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託しない    <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件    [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない
提供先1	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <span style="color:red;">※</span>	<p>＜墨田区における措置＞</p> <p>・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。</p> <p>※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li><li>・日本国内でデータを保管している。</li><li>・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li></ul> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li></ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>

②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td><td style="width: 33%;">2) 1年</td><td style="width: 33%;">3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。													
③消去方法		<p style="text-align: center;">&lt;墨田区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限を経過した納税通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</li> <li>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</li> <li>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ul>												
7. 備考														

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の納税義務者
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ○ ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ○ ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ○ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ○ ] 雇用・労働関係情報 [ ○ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ○ ] その他 ( 滞納者の財産情報等 )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報: 対象者を正確に特定するため。</li> <li>○連絡先等情報: 納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。</li> <li>○業務関係情報: 滞納者の実態を正確に把握するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	区民部税務課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム )															
②入手方法		[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム )															
③入手の時期・頻度		滞納者の課税状況や現住所等の確認を行う際															
④入手に係る妥当性		地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に参考となる資料を閲覧している。															
⑤本人への明示		滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、個人情報の保護に関する法律69条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。															
⑥使用目的 <b>※</b>		個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため															
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>区民部税務課</td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>使用者数</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 50人以上100人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	区民部税務課	使用部署 <b>※</b>	使用者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 50人以上100人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
変更の妥当性	区民部税務課																
使用部署 <b>※</b>	使用者数																
	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 50人以上100人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満															
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満															
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上															
⑧使用方法 <b>※</b>		<p>1 滞納管理に関する事務        -個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。        -墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関連情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 <b>※</b></td> <td>滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 <b>※</b></td> <td>税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b></td> <td>滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。</td> </tr> </table>		情報の突合 <b>※</b>	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)。	情報の統計分析 <b>※</b>	税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。										
情報の突合 <b>※</b>	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)。																
情報の統計分析 <b>※</b>	税の滞納整理に関する集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。																
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて滞納処分を行う。																
⑨使用開始日		平成28年1月1日															

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託しない <input checked="" type="checkbox"/> ( ) 件 ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		
その妥当性		
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない
提供先1	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>	<墨田区における措置> ①住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。 ※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ②課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全般的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td><td style="width: 33%;">2) 1年</td><td style="width: 33%;">3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	住民税賦課事務担当の管理するシステムであり、滞納整理事務では閲覧のみを行っている。													
③消去方法		<p style="text-align: center;">&lt;墨田区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</li> <li>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</li> <li>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ul>												
7. 備考														

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1 個人住民税賦課情報ファイル

#### (1)識別情報

個人番号、宛名番号

#### (2)連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

#### (3)業務関連情報

自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、徴収開始・終了期(月)、更正開始期(月)、異動区分、異動事由、異動処理日、併徴該当区分、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、私募証券外貨建以外、私募証券外貨建、信託配当所得、給与収入、専従給与収入、給与所得、年金収入、雑所得、(総合課税)短期譲渡所得、(総合課税)長期譲渡所得、一時所得、一時所得特別控除額、(総合課税)退職所得、特定支出控除、総合分所得合計、変動当年所得、変動前年所得、変動前々年所得、臨時所得、(分離課税)退職所得、肉用牛免税所得、肉用牛免税対象外壳却額、土地等の事業雑所得、短期譲渡所得(一般)、短期譲渡所得(軽減)、短期特別控除額、長期譲渡所得(一般)、長期譲渡所得(特定)、長期譲渡所得(軽課)、分離譲渡特定損失、繰越損失居住用財産、長期譲渡所得、特別控除額、株式譲渡所得、上場株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得、山林特別控除額、合計所得金額、繰越損失、純損失、繰越損失株式等譲渡、繰越株式等(配当分)、繰越損失先物取引、老年者、寡婦、寡婦特別、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数。

年少扶養控除、同居特別障害者数、扶養特別障害者数、扶養親族中の普通障害者数、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、所得税・寄附金控除、生命保険・個人年金支払額、生命保険・住民税控除額、地震保険支払額、地震保険・旧長期支払額、地震保険・住民税控除額、控除対象配偶者の控除額、配偶者所得、配偶者特別控除、特定扶養分控除額、同居老人扶養控除額、老人扶養控除額、一般扶養分控除額、同居特別障害者にかかる控除額、(扶養)特別障害者にかかる控除額、(扶養)普通障害者にかかる控除額、(本人)障害(特障)にかかる控除額、(本人)障害(普障)にかかる控除額、(本人)老年者にかかる控除額、(本人)寡婦にかかる控除額、(本人)寡婦特別にかかる控除額、(本人)寡夫にかかる控除額、(本人)勤労学生控除、基礎控除額、控除額合計、(税額控除)災害減免額、(税額控除)外国税額控除、政党寄附金控除、夫有区分、未成年、生活保護、租税条約、確定申告書区分、均等割区分、家屋敷区分、専従青白区分、専従配偶者、配偶者以外の事業専従者の人数、専従者控除額、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金控除可能額、調整控除額(区)※平成19年度改正対応、調整控除額(都)※平成19年度改正対応、税額控除・配当控除(区)、税額控除・配当控除(都)、住宅借入金控除(区)、住宅借入金控除(都)、寄附金税額控除(区)、寄附金税額控除(都)、税額控除・外国税額控除(区)、税額控除・外国税額控除(都)、税額調整(区)、税額調整(都)、税源移譲に伴う減額措置(区)、税源移譲に伴う減額措置(都)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(区)、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(都)、配当割・株式所得割額控除不足額、所得割額(区)、均等割額(区)、所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、居住開始年月日、障害種別、障害等級、所得金額調整控除、国外(配)、国外(扶)、定額減税額(区)、定額減税額(都)

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 2 軽自動車税賦課情報ファイル

#### (1)課税履歴

個人番号、車台通番、履歴番号、調定年度、賦課年度、通知書番号、納稅義務者行政区、納稅義務者世帯番号、納稅義務者宛名番号、納稅義務者名力ナ、納稅義務者名漢字、納稅義務者郵便番号、納稅義務者住所県、納稅義務者住所市、納稅義務者住所町、納稅義務者住所名称、納稅義務者住所番地、納稅義務者住所方書、納稅義務者生年月日、前回調定、調定、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名力ナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名力ナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納稅者区分コード、納稅者区分名称、標識区分コード、標識区分名称、車両区分、車両力ナ、車両番号、標識番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納 本税のみ、滞納 確延含む、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、標返年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード、処理年月日(西暦)

#### (2)課税最新

個人番号、車台通番、調定年度、賦課年度、通知書番号、納稅義務者行政区、納稅義務者世帯番号、納稅義務者宛名番号、納稅義務者名力ナ、納稅義務者名漢字、納稅義務者郵便番号、納稅義務者住所県、納稅義務者住所市、納稅義務者住所町、納稅義務者住所名称、納稅義務者住所番地、納稅義務者住所方書、納稅義務者生年月日、送付郵便番号、送付住所、送付住所番地、送付住所方書、送付漢字氏名、調定、調定1、調定2、調定3、調定4、調定5、調定6、調定7、調定8、調定9、調定10、調定11、調定12、調定13、調定14、調定15、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名力ナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名力ナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納稅者区分コード、納稅者区分名称、標識区分コード、標識区分名称、車両区分、車両力ナ、車両番号、標識番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納 本税のみ、滞納 確延含む、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、標返年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード、処理年月日(西暦)

#### (3)物件履歴

個人番号、車台通番、履歴番号、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名力ナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名力ナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納稅者区分コード、納稅者区分名称、定置場住所、定置場方書、標識区分コード、標識区分名称、標識番号、車両区分、車両力ナ、車両番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納、課税有無、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、返納年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード、処理年月日(西暦)

#### (4)物件最新

個人番号、物件連番、車台通番、所有者行政区、所有者世帯番号、所有者宛名番号、所有者名力ナ、所有者名漢字、所有者郵便番号、所有者住所県、所有者住所市、所有者住所町、所有者住所名称、所有者住所番地、所有者住所方書、所有者生年月日、使用者行政区、使用者世帯番号、使用者宛名番号、使用者名力ナ、使用者名漢字、使用者郵便番号、使用者住所県、使用者住所市、使用者住所町、使用者住所名称、使用者住所番地、使用者住所方書、使用者生年月日、納稅者区分コード、納稅者区分名称、定置場住所、定置場方書、標識区分コード、標識区分名称、標識番号、車両区分、車両力ナ、車両番号、車種コード、用途コード、車種、車種名称、車種略称、排気量、排気量単位コード、排気量単位名称、車台番号、車台番号(符号含)、車名、年式年号、年式、型式、型式認定番号、原動機型式、非課税区分コード、非課税区分名称、課税保留事由コード、課税保留事由名称、課税保留開始日、課税保留終了日、滞納、課税有無、取得年月日、廃車年月日、廃車フラグ、廃車フラグ名称、変更年月日、返納年月日、申告事由コード、申告事由名称、異動事由コード、異動事由名称、申告年月日、基準日付、申告受付年月、申告受付番号、減免年度コード、減免事由コード、減免事由名称、減免年月日、旧自治体コード

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 3 収納管理情報ファイル

#### (1)識別情報

個人番号、宛名番号

#### (2)連絡先等情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名

#### (3)通知書履歴情報ファイル

##### ①通知書履歴情報ファイル

通知書連番、通知書履歴連番、調定年度、賦課年度、税目コード、行政区、世帯番号、年税額、宛名番号(納税義務者)、宛名番号(納付書宛先)、冠区分、固定所有者番号、軽自標識番号、軽自車種、特徴指定番号、異動事由コード、更正日、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、発生税目区分、年税民普連番、年税民特連番

##### ②還付通知ファイル

連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛名番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、公金受取口座利用意思の有無

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 4 滞納整理情報ファイル

#### (1)個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、  
郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、  
戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、  
個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、  
送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、  
故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、  
滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号、  
居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、  
備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

#### (2)家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、  
擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

#### (3)課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、  
税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、  
処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、  
繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、  
収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、  
未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、  
収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、  
納付事由、収納取込日、フラグ、処分区、誓約回数、分割区分、優先順位

#### (4)交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、  
結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、  
担当者、部署

#### (5)処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、  
状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、  
解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、  
債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、  
処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、  
差押氏名、差押住所、法令

#### (6)分納情報ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、  
支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、  
分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、  
分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、  
延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、  
延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (※7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>国税庁・年金保険者・給与支払者・住民から入手する課税対象者情報を入手する際は、1件ごとに基本4情報を確認のうえ、対象者以外の情報を入手しないよう精査している。</p> <p>＜マイナポータル申請管理における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体からの申告情報の入手については、総務省令で定められた様式の申告書、支払報告書、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステム上の手続にて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。</li> </ul> <p>＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行なうことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの紙の申告書の入手は、職員による窓口受付及び本人宛てに送付した申告書での提出に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・国税庁・年金保険者・給与支払者・住民から入手する課税対象者情報をについて、電子申告データ入手する際は専用線を経由することにより詐取・奪取が行われないようにしている。他の自治体等から入手する情報についても、同様に専用線に限定している。なお、紙媒体で提出された課税資料については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、安全性を確保している。</li> </ul> <p>＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示又は写しの交付により、本人確認を行う。本人の勤務先等からの入手については提示が必要な書類の写しにより確認を行う。本人確認書類の提示がされない場合又は写しが交付されない場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認を行う。</p> <p><b>＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞</b></p> <p>・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示に基づき、団体内統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。提示がされない場合は、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムから直接真正性が確保された個人番号の収集を行う。</p> <p>・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて墨田区の課税対象者と一致するかを確認している。</p> <p><b>＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞</b></p> <p>・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。</p> <p>・eLTAXでの課税対象者情報の入手については、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失を防止している。</p> <p><b>＜マイナポータル申請管理における措置＞</b></p> <p>・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしてあり、さらに通信自体も暗号化している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民税システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	住民税システムにおいて、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。  <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、情報システム担当がユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ユーザIDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理している。 ・アクセス権限については、情報システム担当が個人単位で管理している。  <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、情報システム担当が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかに情報システム担当に報告しアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・住民税システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当がアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。  <マイナポータル申請管理における措置> 不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに情報システム担当に報告し、削除する。		

特定個人情報の使用の記録		[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法		ユーザIDと共に、住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をログとして保管している。  <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理へのアクセスはマイナポータル申請管理専用のユーザIDのみに制限されている。
その他の措置の内容		・端末操作を一定時間行わない際は、スクリーンセーバーを表示させると共に、住民税システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。</li> <li>・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。</li> <li>・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。</li> <li>・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。</li> </ul> <マイナポータル申請管理における措置> ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが特定の端末で行うこととに限定している。</li> <li>・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿へ記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。</li> </ul> <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。</li> <li>委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。</li> <li>申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はSMS認証の取得を要件としている。</li> </ul>					
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;            1) 制限している      2) 制限していない</p>					
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内にて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。</li> </ul>					
特定個人情報ファイルの取り扱いの記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;            1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>					
具体的な方法	<p>府内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。</p>					
特定個人情報の提供ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;            1) 定めている      2) 定めていない</p>					
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。</p>					
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>申告情報のデータ作成委託においては、委託先へ特定個人情報を提供する際、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。</p>					
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;            1) 定めている      2) 定めていない</p>					
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>申告情報のデータ作成委託においては、履行後、発注者と委託先とで協議し、個人情報が記録された媒体を直ちに発注者に返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。</p>					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;            1) 定めている      2) 定めていない</p>					
規定の内容	<p>機密保持契約として以下を定めている。            ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持            ・再委託承諾のない再委託の禁止            ・個人情報の第三者への提供の禁止            ・個人情報の委託目的以外の使用的禁止            ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還            ・個人情報の複写・複製の禁止            ・調査・検査に応じる義務            ・事故発生の報告義務</p>					
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[ 再委託していない ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない      4) 再委託していない</p>					
具体的な方法						
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>					
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>						
<p>・特別区民税・都民税・森林環境税申告書、納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。</p>						

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・他自治体へのデータの送付では、情報提供した申告書等のデータを保管している。 ・特定個人情報の提供・移転を行う際に、操作者・処理日時等をシステム上で記録及び管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体へのデータの送付の際には、複数職員による確認を行い、提供データを保管している。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されており、合わせて操作ログを記録している。 ・本業務で保有する情報のうち、庁内のシステムで連携できないものにおいては、従来の「個人情報目的外利用申請書」に準じた課税内容照会の文書の求め、照会の妥当性を判断したうえ情報の移転を行っている。また、対象者、項目等の取扱状況を記録することを内部規定に定めている。	
その他の措置の内容	・保有する特定個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために、個人情報管理責任者を設置している。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税庁及び他自治体へのデータ送付は、国税庁と各省（現総務省）で取り交わされた「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項（昭和57年12月1日）」及び地方税法第325条に基づき、国と地方自治体の相互協力のもと、総務省令で定める基準にて安全性及び信頼性を確保したデータの提供を行っている。 ・情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやり取りすることにより、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されている。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
	リスクへの対策は十分か		

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている		

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	リスクへの対策は十分か		

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に関する業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>
--------------	---

## リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>
---	---

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p>&lt;住民税システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。</li> <li>・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> <li>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末についてはセキュリティワイヤー等により固定し物理的対策を講じている。</li> <li>・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</li> </ul>			
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

	<p>&lt;住民税システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税システムは、府内ののみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。</li> <li>・ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしておらず、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル申請管理から外部記憶媒体に個人番号付電子申請データを一時保存し、住民税システムに取り込み後、一時保存したデータを消去するため、古い情報で審査等が行われることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</li> <li>・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い、不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	住民等から入手する車両情報等は、1件ごとに基本4情報等を確認のうえ、対象者以外の情報を入手しないよう精査する。対象者以外の情報が含まれていた場合は、本来の提出先へ回送する。
必要な情報以外を入手するなどを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等からの車両情報等については、必要な情報のみを記載する様式で情報を入手するため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・他の機関を通じて情報を入手する際も、総務省令で定められた様式の申告書、住民基本台帳ネットワークシステム又は情報提供ネットワークシステム上の手続に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外の情報は入手しない。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等からの入手については、職員による受付等に限定することで、詐取・奪取を防止する。</li> <li>・他の機関を通じて入手する場合は、郵送又はシステム上の記録が残る方法に限定する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等及び他の機関を通じて入手する車両情報等は、申告書等に記載された個人番号に基づき宛名管理システム等で本人確認を行う。個人番号の記載がない場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いて直接真正性が確保された個人番号を収集し、本人確認を行う。</li> <li>・職員による受付の場合は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書に基づき、本人確認を行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記の措置により特定個人情報を入手する段階において本人確認を行う際に併せて、個人番号の真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	紙媒体による車両情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失等を防止している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	軽自動車税システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	軽自動車税システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・IDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。 ・アクセス権限については、情報システム担当が個人別に管理する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・軽自動車税システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当がアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	IDとともに軽自動車税システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をログとして保管する。		
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、軽自動車税システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。</li> <li>・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。</li> <li>・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI-SMS認証の取得を要件としている。</li> </ul>		
	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限			
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内にて、委託事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合は、委託事業者向けのIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿を提出するよう義務付けている。</li> <li>・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>府内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。</p>		
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。</p>		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託事業者へ特定個人情報を提供する際は、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。</p>		
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託事業者は、当該委託契約により行う業務の終了後、墨田区と協議のうえ個人情報が記録された媒体を直ちに区へ返却するか、又はデータの完全消去及び消去証明書の提出を義務付ける旨を契約書に明記している。</p>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<p>機密保持契約として以下のことを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報漏えいの防止及び秘密保持</li> <li>・再委託承諾のない再委託の禁止</li> <li>・個人情報の第三者への提供の禁止</li> <li>・個人情報の委託目的以外の使用の禁止</li> <li>・個人情報の適正な保管・廃棄・返還</li> <li>・個人情報の複写・複製の禁止</li> <li>・調査及び検査に応じる義務</li> <li>・事故発生の報告義務</li> </ul>		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・軽自動車税納税通知書等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</b> [ ○ ] 提供・移転しない		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
	リスクへの対策は十分か		

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	リスクへの対策は十分か		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
--------------	---

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      特に力を入れている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul>	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;軽自動車税システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。</li> <li>・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> </ul> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul>	

⑥技術的対策	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>&lt;軽自動車税システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税システムは、庁内ののみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。</li> <li>・ウィルス対策ソフトのパーターンファイルの更新を定期的に行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューター・ウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パーターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パーターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>
⑦バックアップ	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]      &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり      2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。	
その他の措置の内容	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	課税対象者の情報は、車両情報等に基づき更新・賦課を行ったうえで住民等に税額通知を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した申告書及び届出書等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。  <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置		

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 収納管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報・収納情報を各システムから取得する際は、収納管理業務に必要な情報のみ取得するように制限しているため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システムから入手する賦課情報は、専用線を経由した入手に限定することで安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の各システム等から入手する情報のため、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元の各業務で個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元の各業務で特定個人情報の正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による収納情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失等を防止している。 ・個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する際は、専用線を経由することにより情報漏えい・紛失等を防止できる。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	収納管理システムから他システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	収納管理システムにおいて、ID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・IDの発効及び失効は、業務主管課からの申請に基づき、情報システム担当が行い、一元管理する。 ・アクセス権限については、情報システム担当が個人別に管理する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・収納管理システムにおいては、共有IDは発行せず、個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに情報システム担当がアクセス権限を削除する。 ・操作者単位で権限を設定しており、必要な業務以外のアクセスができないように制御している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	IDとともに収納管理システム内での特定個人情報の更新、参照、発行の記録をログとして保管する。		
その他の措置の内容	・端末操作を一定時間行わない場合は、スクリーンセーバーを表示させるとともに、収納管理システムを自動的にログオフさせる。 ・画面の盗み見対策として、モニターに覗き見防止フィルタを貼付している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしているサーバー室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った職員のみが特定の端末で行うことに限定している。 ・外部媒体へデータを出力する際は、記録簿への記載及びアクセスログの記録・管理を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。</li> <li>・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。</li> <li>・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI-SMS認証の取得を要件としている。</li> </ul>			
	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内にて、委託事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合は、委託事業者向けのIDを発行し、閲覧、更新等の処理を行える担当者を限定している。また、事前に担当者名簿を提出するよう義務付けている。</li> <li>・委託先での作業については、定期的に視察を行い、管理体制を確認している。</li> </ul>			
	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>			
特定個人情報ファイルの取り扱いの記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内及び委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務について定期的に報告させている。</li> </ul>			
	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>			
特定個人情報の提供ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</li> </ul>			
	<p>委託先から他者への特定個人情報の提供、再委託は原則認めていない。</p>			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</li> </ul>			
	<p>委託事業者へ特定個人情報を提供する際は、データを暗号化したうえで施錠可能なケースに電子媒体を格納し、搬送することを義務付けている。</p>			
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールの内容及びルール遵守の確認方法</li> </ul>			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定の内容</li> </ul>			
<p>機密保持契約として以下のことを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報漏えいの防止及び秘密保持</li> <li>・再委託承諾のない再委託の禁止</li> <li>・個人情報の第三者への提供の禁止</li> <li>・個人情報の委託目的以外の使用的禁止</li> <li>・個人情報の適正な保管・廃棄・返還</li> <li>・個人情報の複写・複製の禁止</li> <li>・調査及び検査に応じる義務</li> <li>・事故発生の報告義務</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[ 再委託していない ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な方法</li> </ul>			
<p>その他の措置の内容</p>				
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>			
<p>・督促状等各種帳票の封入・封緘においては、封入漏れや封入誤りがないように、委託事業者に件数・品質管理についての注意喚起を行ったうえ、封入物に破損等がないか職員による確認を行っている。</p>				

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
	リスクへの対策は十分か		

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	リスクへの対策は十分か		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
--------------	---

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      特に力を入れている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>
--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;収納管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。</li> <li>・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> </ul> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul>	

⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
	<p>&lt;収納管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納管理システムは、庁内ののみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。</li> <li>・ウィルス対策ソフトのパーターンファイルの更新を定期的に行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューター・ウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パーターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パーターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul>						
具体的な対策の内容							
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					
その内容							
再発防止策の内容							
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない					
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を講じている。						
他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク				
リスクに対する措置の内容	収納情報は、住民等からの納付実績に基づき、更新を行ったうえで住民等に督促を行い、住民等の側でも確認しているため古い情報のまま保管され続けることはない。			
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク				
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
手順の内容	<p>地方税法に基づき保存年限を7年間とし、保存年限を経過した帳票等については、外部事業者による溶解処理を行い廃棄している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>			
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	課税原票管理システムは、4情報等を基に対象者を特定した後、画面遷移する仕組みとなっており、対象者以外の特定個人情報を誤って閲覧することがないシステムである。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	課税原票管理システムに記載されている情報は、税額を決定するにあたり必要な情報のみ記載されているため、業務上不必要的情報は記載されない。なお、各機関への調査は、墨田区特別区税条例施行規則に定められた様式により照会を行い、不必要的情報を入手していない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	滞納整理業務では特定個人情報を使用することがないため、区民との対応で特定個人情報を入手する場合がない。また、特定個人情報が確認可能なシステムでは閲覧ログを保存しており、不正な閲覧があった場合、把握ができる体制を整えている。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。 ・システムからの課税対象者情報の入手では、専用線を経由して情報漏えい・紛失を防止している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	特定個人情報については紐づけを行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	その他のシステムについても特定個人情報は紐づけは行わない。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの閲覧についてログを保管している。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑止している。</li> <li>毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。</li> <li>他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。</li> <li>会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	閲覧時に特定個人情報についてはメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ○ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[	1) 制限している 2) 制限していない	<選択肢>
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[	1) 記録を残している 2) 記録を残していない	<選択肢>
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[	1) 定めている 2) 定めていない	<選択肢>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[	1) 定めている 2) 定めていない	<選択肢>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[	1) 定めている 2) 定めていない	<選択肢>
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	<選択肢>
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	<選択肢>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。</li> <li>・業務用パソコンについては、盗難防止用ワイヤーを設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> </ul> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul>

⑥技術的対策	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>&lt;課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」という。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>
⑦バックアップ	<p>[                  ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容					
再発防止策の内容					
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保管され続けることはない。				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。  <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<住民税システムの運用における措置> 国とのチェックリスト等を活用し、年1回、評価書の記載内容どおりの運用がなされているか各担当部署がチェックし、確認する。	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<住民税システムの運用における措置> 以下の観点による内部監査を年1回実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<住民税システムの運用における措置> ・職員等(会計年度職員等を含む。)に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全般的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を定め、契約を締結している。  <中間サーバー・プラットホームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットホームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(持続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISAMP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視等を実施する。
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	墨田区区民部税務課税務係 〒130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL: 03-5608-6008
②請求方法	指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受付ける。
特記事項	
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税賦課情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル
公表場所	区役所1階 区民情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	墨田区区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6008
②対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年6月2日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	ホームページ、「区のお知らせ」、ツイッター、フェイスブックで周知の上、ホームページ及び墨田区役所で評価書を閲覧に供し、意見を募集した。
②実施日・期間	令和7年8月1日(金)から令和7年8月31日(日)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	

### 3. 第三者点検

①実施日	
②方法	
③結果	

### 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月28日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	
令和1年6月18日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和1年11月30日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和2年6月12日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和2年10月9日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和3年3月31日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	
令和3年3月31日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	職員の名称の変更に伴うものであり、重要な変更には当たる。
令和3年6月10日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和4年3月23日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和4年6月16日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和5年3月31日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和5年6月26日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和6年7月29日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事後	
令和7年3月25日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	
令和7年6月27日	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	
	別紙4のとおり	別紙4のとおり	別紙4のとおり	事前	